令和９・１０年度　建設工事入札参加資格審査申請書提出要領

令和９・１０年度において尾道市及び尾道市上下水道局が発注する建設工事の入札参加を希望する場合は、次のとおり申請をしてください。

今年度は物品購入、業務委託等（建設関連業務を除く）の入札参加資格申請（当初分）の受付はありません。

１　申請資格

次の各号に該当する者は、入札参加資格審査の申請をすることができません。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当する者
（２）申請しようとする業種について、建設業法第３条第１項の規定による許可を受けていない者
（３）申請しようとする業種について、建設業法第２７条の２３第１項の規定による経営事項審査を受けていない者
（４）前号の経営事項審査において、申請しようとする業種について、工事種類別年間平均完成工事高がない者
（５）次のアからウまでに掲げる届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。）
　ア　雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）第７条の規定による届出の義務
　イ　健康保険法（大正１１年法律第７０号）第４８条による届出の義務
　ウ　厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）第２７条の規定による届出の義務
（６）申請時に尾道市に納付すべき市税の滞納がある者（無申告法人を含む。）、並びに国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がある者
（７）経営事項審査又は入札参加資格審査の申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかった者（過去に虚偽の申請を行い、既にそれを理由とした法に基づく処分又は尾道市の入札参加資格の取消しをされた者で資格審査の申請日において当該取消しの日から２４か月を経過している者を除く。）
（８）プレストレストコンクリート工事、法面処理工事又は鋼橋上部工事の入札参加資格審査の申請にあっては、それぞれ土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事又は鋼構造物工事の入札参加資格審査の申請を行っていない者

建設工事等入札参加資格者指名除外基準要綱により、尾道市の指名除外の期間中である者も入札参加資格の申請はできますが、資格認定を受けた場合も指名除外の効力は継続します。

２　受付期間

令和８年１１月２日（月）～１１月２０日（金）
（ただし、土・日・祝日を除く９：００～１７：００）
※受付期間経過後は、尾道市長が特に必要と認める場合を除き受理しません。

３－１　申請方法

広島県電子入札等システムの**「資格審査受付システム」**により受付期間内に申請を行い、広島県へ提出する添付書類は広島県土木建築局建設産業課（〒730-8511 広島市中区基町 10－52）へ、尾道市へ提出する添付書類は尾道市建設部契約課契約係（〒722-8501 尾道市久保 1－15－1）へ、それぞれ**令和８年１１月２７日（金）**までに提出してください。（期限日必着）

尾道市へ提出する添付書類は、市内業者は持参又は郵送、市外業者は郵送により提出してください。

※申請方法は、電子申請のみとします。

電子申請については、広島県電子自治体推進協議会のホームページで入札参加資格審査電子申請の手引き等をご確認ください。

※電子申請後、最新経審への差し替えは、添付書類提出期限日（１１月２７日）までの間に限り受け付けます（３ページ参照)。

３－２　提出書類

「○」は提出が必要、「△」は該当者のみ提出が必要、「―」は提出が不要、を示しています。

※市内業者とは建設業許可に係る主たる営業所を尾道市内に有する方です。

（１）広島県へ提出する書類

No.	提出書類	備考	市内業者	市外業者
1	送信完了兼受付票	電子申請を完了した際に印刷した書類。**注１）**	○	○
2	建設業許可申請書の写し	更新手続き中の場合のみ提出してください。 直近に申請した受付印のある建設業許可申請書（建設業法施行規則に定める別記様式第１号及び別表）の写し。	△	△
3	尾道市税納税証明書（原本）	尾道市に納税義務のある者のみ。 尾道市に納付すべき市税の完納を証明したもの。**注２）　注３）**	○	△
4	消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可） ※電子納税証明書をシステムで添付する場合は書面の提出は不要	（その３　未納の税額のないこと用）による納税証明書（免税業者であっても（その３）は発行されます。） （その３の２又はその３の３でも可）**注２）**	○	○

（２）尾道市へ提出する書類

No.	提出書類	備考	市内業者	市外業者
1	受付票	尾道市ＨＰに掲載の様式	○	○
2	送信完了兼受付票	電子申請を完了した際に印刷した書類。**注１）**	○	○
3	委任先となる支店・営業所等の許可業種が確認できる書類	委任がある場合に提出してください。 建設業の許可申請における営業所一覧表の写しなど、委任先の営業所等が現在許可を有している業種が確認できるもの。 委任がある場合、委任先の営業所等が許可を有している業種のみ申請できます。	△	△
4	委任状(押印不要)	委任がある場合に提出してください。 任意の様式での提出も可能です。委任を受けている項目（入札、見積、契約締結、代金受領等）を明記してください。	△	△

No.	提出書類	備考	市内業者	市外業者
5	工事経歴書	希望業種別に、直近２年間に施工した主な工事の実績について作成してください。 ※経営事項審査申請の際に添付した様式第２号（工事経歴書）の写しで可。	○	―
6-1	有資格区分コード別技術職員名簿	申請日現在の技術者について技術職員資格区分コード（Ｐ６～）を参照し、希望業種に係る上位の資格を記入してください。	○	―
6-2	監理技術者資格者証(写し)監理技術者講習修了証（写し）	監理技術者がいる市内業者は、両方とも提出してください。	△	―
7	営業所技術者等証明書(写し)又は専任技術者証明書(写し)	所管官庁の受付・確認済みのもので本店（委任がある場合は委任先の支店・営業所）の営業所技術者等が確認できるもの。営業所技術者等一覧表又は専任技術者一覧表の写しで可。	○	―
8	経営事項審査の総合評定値通知書（写し）	建設業法施行規則（昭和２４年建設省令第１４号）第２１条の４の総合評定値通知書の写し。**注４）**	○	―
9	誓約書（押印不要）		○	○
10	委任先調書	委任がある場合に提出してください。	△	△

次のものは希望する場合のみ提出してください。

11	返信用封筒 （受付票返送用）	１１０円切手を貼付した封筒に宛先を記載し、提出してください。※希望者のみ。**注５）**	△	△
12	返信用封筒 （認定通知書送付用）		△	△

注１）広島県と尾道市の双方に提出してください。

注２）申請日の３か月前の日以降に発行されたものを提出してください。

注３）尾道市税納税証明書の交付ができる場所は、本庁舎２階収納課収納管理係もしくは各支所の納税証明窓口です。代理人が請求する場合は委任状等が必要です。本人又は代理人であることを確認できる書類を持参してください。法人の証明が必要な場合は、代表者印（職印）の押印が必要です。また２週間以内に納付されたものがある場合は、領収書や通帳など納付確認ができるものをお持ちください。

注４）令和７年４月１日以降に審査基準日が到来したもので最新のものを提出してください。

注５）返信用封筒を１通のみ提出する場合は、必ず受付票返送用か認定通知書送付用か明記してください。特に記載のない場合は受付票返送用として使用します。

※　申請書は、提出日現在の内容で作成してください。

※　提出書類は原則Ａ４版とし、写しを提出するものについてはＡ４版に大きさを揃えてください。

※　尾道市へ提出する書類のつづり方･･･　紐綴じ

＜経営事項審査情報の更新について＞

電子申請の受付終了後、最新の経営事項審査総合評定値通知書へ差し替えを希望する場合は、「経営事項審査情報更新申請書」（様式第１号）に当該通知書を添付して、令和８年１１月２７日（金）までに契約課契約係まで、持参又は郵送してください（期限日必着）。

４　資格の通知

入札参加資格を認定したときは、建設工事等入札参加資格者名簿を本市ホームページ上で公表することで認定通知に代えることとし、書面での入札参加資格認定通知書の発送は行いません。

なお、入札参加資格認定通知書を希望する場合は、切手を貼付し、宛先を記載した返信用封筒を添えて申し込みください。

５　資格の取消し

入札参加資格の認定後、経営事項審査又は入札参加資格の申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明した場合は、入札参加資格の取消しを行います。

入札参加資格の取消しを受けた者は、令和９年度及び令和１０年度において再び入札参加資格審査の申請をすることができません。また、令和１１年度以降においても、その取消しの日から２４か月を経過する日までは、入札参加資格審査の申請をすること及び入札参加資格の認定を受けることができません。

６　資格の有効期間

当該資格が認定された日から令和１１年３月３１日までとします。ただし、この資格は令和１１年４月１日以降においても令和１１年度の入札参加資格が認定される日までは有効とします。

※資格の有効期間中は当初申請時の経営事項審査の総合評定値を適用します。

７　問い合わせ先・郵送先

〒722-8501　広島県尾道市久保一丁目１５番１号
尾道市建設部契約課契約係　　電話（０８４８）３８－９２８２

大臣・知事コード一覧

00	国土交通省	08	茨　城　県	16	富　山　県	24	三　重　県	32	島　根　県	40	福　岡　県
01	北　海　道	09	栃　木　県	17	石　川　県	25	滋　賀　県	33	岡　山　県	41	佐　賀　県
02	青　森　県	10	群　馬　県	18	福　井　県	26	京　都　府	34	広　島　県	42	長　崎　県
03	岩　手　県	11	埼　玉　県	19	山　梨　県	27	大　阪　府	35	山　口　県	43	熊　本　県
04	宮　城　県	12	千　葉　県	20	長　野　県	28	兵　庫　県	36	徳　島　県	44	大　分　県
05	秋　田　県	13	東　京　都	21	岐　阜　県	29	奈　良　県	37	香　川　県	45	宮　崎　県
06	山　形　県	14	神奈川県	22	静　岡　県	30	和歌山県	38	愛　媛　県	46	鹿児島県
07	福　島　県	15	新　潟　県	23	愛　知　県	31	鳥　取　県	39	高　知　県	47	沖　縄　県

申請を希望できる資格区分及び許可を受けていることが必要な建設業の種類

入札参加資格の区分	許可を受けていることが必要な建設工事の種類
土木一式工事	土木一式工事
プレストレストコンクリート工事	土木一式工事
建築一式工事	建築一式工事
大工工事	大工工事
左官工事	左官工事
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工・コンクリート工事
法面処理工事	とび・土工・コンクリート工事
石工事	石工事
屋根工事	屋根工事
電気工事	電気工事
管工事	管工事
タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事
鋼構造物工事	鋼構造物工事
鋼橋上部工事	鋼構造物工事
鉄筋工事	鉄筋工事
舗装工事	舗装工事
しゆんせつ工事	しゆんせつ工事
板金工事	板金工事
ガラス工事	ガラス工事
塗装工事	塗装工事
防水工事	防水工事
内装仕上工事	内装仕上工事
機械器具設置工事	機械器具設置工事
熱絶縁工事	熱絶縁工事
電気通信工事	電気通信工事
造園工事	造園工事
さく井工事	さく井工事
建具工事	建具工事
水道施設工事	水道施設工事
消防施設工事	消防施設工事
清掃施設工事	清掃施設工事
解体工事	解体工事

技術職員資格区分コード表

有資格区分コード	資格区分
001	法第７条第２号イ該当（指定学科卒＋実務経験）　【大学卒３年、高校卒５年】
002	法第７条第２号ロ該当（１０年の実務経験）
003	法第１５条第２号ハ該当（同号イと同等）（大臣特認）
004	法第１５条第２号ハ該当（同号ロと同等）（大臣特認）
005	令第２８条該当

○「建設業法」に基づく資格

有資格区分コード	資格区分
111	一級建設機械施工技士
212	二級建設機械施工技士（第１種～第６種）
113	一級土木施工管理技士
11H	一級土木施工管理技士補
214	二級土木施工管理技士（土木）
21J	二級土木施工管理技士補（土木）
215	二級土木施工管理技士（鋼構造物塗装）
21K	二級土木施工管理技士補（鋼構造物塗装）
216	二級土木施工管理技士（薬液注入）
21L	二級土木施工管理技士補（薬液注入）
120	一級建築施工管理技士
12C	一級建築施工管理技士補
221	二級建築施工管理技士（建築）
222	二級建築施工管理技士（躯体）
223	二級建築施工管理技士（仕上げ）
22D	二級建築施工管理技士補
127	一級電気工事施工管理技士
12E	一級電気工事施工管理技士補
228	二級電気工事施工管理技士
22F	二級電気工事施工管理技士補
129	一級管工事施工管理技士
12G	一級管工事施工管理技士補
230	二級管工事施工管理技士
23A	二級管工事施工管理技士補
131	一級電気通信工事施工管理技士
232	二級電気通信工事施工管理技士
133	一級造園施工管理技士

13D	一級造園施工管理技士補
234	二級造園施工管理技士
23E	二級造園施工管理技士補

○「建築士法」に基づく資格

有資格区分コード	資格区分
137	一級建築士
238	二級建築士
239	木造建築士

○「技術士法」に基づく資格

有資格区分コード	資格区分
141	建設・総合技術監理（建設）
142	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）
143	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）
144	電気電子・総合技術監理（電気電子）
145	機械・総合技術監理（機械）
146	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）
147	上下水道・総合技術監理（上下水道）
148	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）
149	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）
150	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）
151	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）
152	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）
153	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）
154	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）

○「電気工事士法」，「電気事業法」に基づく資格

有資格区分コード	資格区分　（資格の取得後に必要な実務経験年数）
155	第一種電気工事士
256	第二種電気工事士　（３年）
258	電気主任技術者（第一種～第三種）　（５年）

○「電気通信事業法」に基づく資格

有資格区分コード	資格区分　（資格の取得後に必要な実務経験年数）
259	電気通信主任技術者　（５年）
235	工事担任者　（３年）

○「消防法」に基づく資格

有資格区分コード	資格区分
168	甲種消防設備士
169	乙種消防設備士

○「職業能力開発促進法」に基づく資格

有資格区分コード	資格区分　（資格の取得後に必要な実務経験年数）
171	建築大工（１級）
271	建築大工（２級）　（３年）
164	型枠施工（１級）
264	型枠施工（２級）　（３年）
172	左官（１級）
272	左官（２級）　（３年）
157	とび・とび工（１級）
257	とび・とび工（２級）　（３年）
173	コンクリート圧送施工（１級）
273	コンクリート圧送施工（２級）　（３年）
166	ウェルポイント施工（１級）
266	ウェルポイント施工（２級）　（３年）
174	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管（１級）
274	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管（２級）　（３年）
175	給排水衛生設備配管（１級）
275	給排水衛生設備配管（２級）　（３年）
176	配管・配管工（１級）
276	配管・配管工（２級）　（３年）
170	建築板金「ダクト板金作業」（１級）
270	建築板金「ダクト板金作業」（２級）　（３年）
177	タイル張り・タイル張り工（１級）
277	タイル張り・タイル張り工（２級）　（３年）
178	築炉・築炉工（１級）・れんが積み
278	築炉・築炉工（２級）・れんが積み　（３年）
179	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工（１級）
279	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工（２級）　（３年）
180	石工・石材施工・石積み（１級）
280	石工・石材施工・石積み（２級）　（３年）
181	鉄工・製罐（１級）
281	鉄工・製罐（２級）　（３年）
182	鉄筋組立て・鉄筋施工（１級）
282	鉄筋組立て・鉄筋施工（２級）　（３年）

183	工場板金（１級）
283	工場板金（２級）　（３年）
184	板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」 ・板金工「建築板金作業」（１級）
284	板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」 ・板金工「建築板金作業」（２級）　（３年）
185	板金・板金工・打出し板金（１級）
285	板金・板金工・打出し板金（２級）　（３年）
186	かわらぶき・スレート施工（１級）
286	かわらぶき・スレート施工（２級）　（３年）
187	ガラス施工（１級）
287	ガラス施工（２級）　（３年）
188	塗装・木工塗装・木工塗装工（１級）
288	塗装・木工塗装・木工塗装工（２級）　（３年）
189	建築塗装・建築塗装工（１級）
289	建築塗装・建築塗装工（２級）　（３年）
190	金属塗装・金属塗装工（１級）
290	金属塗装・金属塗装工（２級）　（３年）
191	噴霧塗装（１級）
291	噴霧塗装（２級）　（３年）
167	路面標示施工
192	畳製作・畳工（１級）
292	畳製作・畳工（２級）　（３年）
193	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具 ・表具工（１級）
293	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具 ・表具工（２級）　（３年）
194	熱絶縁施工（１級）
294	熱絶縁施工（２級）　（３年）
195	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工（１級）
295	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工（２級）　（３年）
196	造園（１級）
296	造園（２級）　（３年）
197	防水施工（１級）
297	防水施工（２級）　（３年）
198	さく井（１級）
298	さく井（２級）　（３年）

○「水道法」に基づく資格

有資格区分コード	資格区分　（資格の取得後に必要な実務経験年数）
265	給水装置工事主任技術者　（１年）

○その他の資格

有資格区分コード	資格区分　（資格の取得後に必要な実務経験年数）
061	地すべり防止工事　（１年）
040	基礎ぐい工事
062	建築設備士　（１年）
063	計装　（１年）
060	解体工事施工技士
064	基幹技能者
703	能力評価基準により評価が最上位に次ぐ区分に該当する者
704	能力評価基準により評価が最上位の区分に該当する者
099	その他：大臣特認（法第７条イ又はロと同等）【上記資格者以外】

業種コード表

業種コード	建設業の種類	業種コード	建設業の種類
01	土木工事業	15	板金工事業
02	建築工事業	16	ガラス工事業
03	大工工事業	17	塗装工事業
04	左官工事業	18	防水工事業
05	とび・土工工事業	19	内装仕上工事業
06	石工事業	20	機械器具設置工事業
07	屋根工事業	21	熱絶縁工事業
08	電気工事業	22	電気通信工事業
09	管工事業	23	造園工事業
10	タイル・レンガ・ブロック工事業	24	さく井工事業
11	鋼構造物工事業	25	建具工事業
12	鉄筋工事業	26	水道施設工事業
13	ほ装工事業	27	消防施設工事業
14	しゆんせつ工事業	28	清掃施設工事業
		29	解体工事業